教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年９月22日　　富山県教育委員会

１　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

①　中学校教諭一種免許状（社会）、愛知県教育委員会、富山県、千石　智裕

②　高等学校教諭一種免許状（公民）、愛知県教育委員会、富山県、千石　智裕

③　小学校教諭二種免許状、京都府教育委員会、富山県、千石　智裕

２　失効年月日　平成29年７月28日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢等不詳

平成29年７月18日午前10時46分、北上追波漁業協同組合から組合員が北上川右岸でシジミ漁をしていた最中に死体を発見した旨の通報を受けた河北警察署員が同日午後２時11分に宮城県石巻市三輪田地内竹之迫橋から北方約250メートルの地点に位置する北上川右岸で身元不明の死体を発見した。

死亡者の性別は女性であり身長は156センチメートル。中肉で中年を中心とした年齢層と推定される。

発見時の着衣は黄色と赤色のチェック柄割烹着、黄土色ナイロン製ベスト、赤色と黒色のチェック柄布製ベスト、タートルネック、長袖肌着、キャミソール、黒色スウェットズボン、黒色下ズボン、パンティー、生理用品様ナプキンでありその他所持品は特にない。

遺体は火葬に付し、遺骨は石巻市無縁故者納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は石巻市社会福祉事務所まで申し出てください。

平成29年９月22日

宮城県　　石巻市長　亀山　紘

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の下記の者に対する仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容を次のとおり公告します。

平成29年９月22日

富士見都市計画事業

鶴瀬駅西口土地区画整理事業

施行者　富士見市

代表者　富士見市長　星野　光弘

記

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　埼玉県富士見市大字鶴馬2630番地の２

氏名　加藤　富男

２　通知の内容

平成12年12月20日付富鶴西第56号で指定した仮換地について、使用または収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定により通知します。

仮換地の使用または収益を開始することができる日　平成29年６月28日

仮換地の街区番号及び符号　12街区　符号２

仮換地地積　1203㎡

仮換地の街区番号及び符号　12街区　符号７

仮換地地積　137㎡

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に富士見市を被告として、取消訴訟を提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができなくなります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

福島県二本松市永田一丁目二八五番地

有限会社あだたら装備

清算人　穂積　住八万治

解散公告

当社は、平成二十九年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

茨城県かすみがうら市上稲吉二〇三四番地

有限会社矢口百華園

清算人　矢口　勝則

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

埼玉県さいたま市桜区道場三丁目五番一号

有限会社アスカ

清算人　山本　和仁

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

千葉県木更津市太田二丁目一一番六号

有限会社友和アルミ

清算人　伯ヶ部圭子

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

ソウルオブマーケティング株式会社

代表清算人　岩槻　知秀

解散公告

当社は平成二十九年八月十五日付社員総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇号

ＳＫＤ５特定目的会社

代表清算人　秋山佳企子

解散公告

当社は、平成二十九年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月二十二日

東京都世田谷区上北沢一丁目二一番一四号一〇一号

有限会社キハラ・サイクルポート

清算人　木原　廣市